

武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	字句の改正

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。